

都道府県別最低賃金が変更になりました

都道府県別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される1時間当たりの最低賃金として、都道府県ごとに定められ、「労働者の生計費」「労働者の賃金」「通常の事業の賃金支払能力」を総合的に勘案して定めることとされ、「労働者の生計費」は、健康的で文化的な最低限度の生活ができるよう、生活保護との整合性に配慮することになっています。派遣労働者の最低賃金は、派遣先の都道府県の最低賃金が適用されます。支店、営業所等が他の都道府県にある会社の支店等の従業員の最低賃金は、支店等所在地の都道府県の最低賃金が適用されます。

平成27年10月変更後の都道府県別最低賃金（カッコ内は変更前）

北海道 764 (748)	埼玉 820 (802)	岐阜 754 (738)	鳥取 693 (677)	佐賀 694 (678)
青森 695 (679)	千葉 817 (798)	静岡 783 (765)	島根 696 (679)	長崎 694 (677)
岩手 695 (678)	東京 907 (888)	愛知 820 (800)	岡山 735 (719)	熊本 694 (677)
宮城 726 (710)	神奈川 905 (887)	三重 771 (753)	広島 769 (750)	大分 694 (677)
秋田 695 (679)	新潟 731 (715)	滋賀 764 (746)	山口 731 (715)	宮崎 693 (677)
山形 696 (680)	富山 746 (728)	京都 807 (789)	徳島 695 (679)	鹿児島 694 (678)
福島 705 (689)	石川 735 (718)	大阪 858 (838)	香川 719 (702)	沖縄 693 (677)
茨城 747 (729)	福井 732 (716)	兵庫 794 (776)	愛媛 696 (680)	
栃木 751 (733)	山梨 737 (721)	奈良 740 (724)	高知 693 (677)	
群馬 737 (721)	長野 746 (728)	和歌山 731 (715)	福岡 743 (727)	

産業別最低賃金は、特定の産業について、関係労使が基幹的労働者を対象として、都道府県別最低賃金より高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて最低賃金が定められます。

東京都産業別最低賃金

産 業	最低賃金	発効年月
鉄鋼業	871	H26.3.23
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	832	H22.12.31
業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	829	H22.12.31
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業	838	H24.02.18
出版業	857	H24.12.31
各種商品小売業	792	H21.12.31

ただし、東京都の産業別最低賃金は、平成27年10月1日時点では都道府県別最低賃金を下回るため適用されていません。

最低賃金の対象となる賃金は、以下の賃金を除外した賃金が対象になります。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働等に対して支払われる賃金（時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金など）
- ④ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

最低賃金の計算方法等

- ① 月給の場合：「毎月支払われる上記除外される賃金を差引いた額 ÷ (年間所定労働時間 ÷ 12月)」が最低賃金を下回らないこと
- ② 時間給の場合：時間給が最低賃金を下回らないこと
- ③ 日給の場合：日給が「最低賃金 × 1日の所定労働時間」を下回らないこと

最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

使用者が労働者に最低賃金未満の賃金しか支払っていない場合には、使用者は労働者に対してその差額を支払わなくてはなりません。都道府県別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則（50万円以下の罰金）が定められています。産業別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、労働基準法に罰則（30万円以下の罰金）が定められています。

使用者は、最低賃金の概要を、常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法で、従業員に周知させるための措置を取らなければなりません。この周知義務違反についても罰則（30万円以下の罰金）が定められています。

一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれがあるため、次の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件に個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

- ① 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
- ② 試の使用期間中の方
- ③ 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
- ④ 軽易な業務に従事する方
- ⑤ 断続的労働に従事する方